

「大橋川改修事業に係る環境モニタリング協議会」規約（改正案）

（総則）

第 1 条 本規約は、「大橋川改修事業に係る環境モニタリング協議会」（以下「協議会」という）の設置に関する必要な事項を定めるものである。

（目的）

第 2 条 本協議会は、「大橋川改修事業 環境調査最終とりまとめ」（平成 21 年 2 月）に基づき、大橋川改修事業が環境に与える影響の程度、並びに環境保全措置の**実施の内容**の実現の程度を確認するために必要となるモニタリング計画の策定及びモニタリングの結果、**必要に応じて環境保全措置に対しては**~~について~~、意見及び助言を行うことを目的とする。

（組織等）

第 3 条 協議会の委員は、出雲河川事務所長が委嘱する。
2 協議会は、別表に掲げる学識経験者及び行政関係者で構成する。
3 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から 2 年間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長）

第 4 条 協議会に会長を置く。会長は委員間の互選によってこれを定める。
2 会長は協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。
3 会長に事故がある時は、協議会に属する委員のうちから会長が予め指名した委員がその職務を代行する。

（協議会の招集）

第 5 条 協議会は、会長が招集する。
2 協議会は、行政委員を除く委員の 1 / 2 以上の出席をもって成立する。
3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
4 委員の代理出席は認めない。ただし、行政委員についてはこの限りではない。

（公開）

第 6 条 協議会は原則公開とし、公開する情報及び公開の方法については、協議会で定める。

（雑則）

第 7 条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

（事務局）

第 8 条 協議会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。
2 事務局は協議会運営に係る庶務を処理する。

（附則）

本規約は、平成 2 2 年 7 月 2 6 日より適用する。
（改正）平成 年 月 日より適用する。

(別表)

【大橋川改修事業に係る環境モニタリング協議会 委員名簿】

〔学識委員〕 13名

氏名	所属	専門分野
相崎守弘	島根大学 名誉教授	水質
大谷修司	島根大学 教育学部 教授	プランクトン
北村義信	鳥取大学 農学部 生物資源環境学科 教授	地下水
國井秀伸	島根大学 汽水域研究センター 教授	植物
倉田健悟	島根大学 汽水域研究センター 准教授	底生生物
越川敏樹	島根県立宍道湖自然館ゴビウス 館長	魚類
佐藤仁志	島根野生生物研究会	鳥類
清家 泰	島根大学 総合理工学部 物質科学科 准教授	水質
中村幹雄	元 島根県内水面水産試験場長	魚介類
檜谷 治	鳥取大学 工学部 教授 (リバーカウンセラー)	河川工学
細井由彦	鳥取大学 工学部 社会開発システム工学科 教授	水質
道上正規	鳥取大学 名誉教授 (リバーカウンセラー)	河川工学
淀江賢一郎	日本鱗翅学会 中国支部長	昆虫類

〔行政委員〕 10名

氏名	所属
三木文貴	鳥取県 生活環境部 次長
小池律雄	島根県 環境生活部 次長
梅林 正	米子市 環境政策局長
山本 修	境港市 産業環境部長
青木保文	松江市 環境保全部長
児玉俊雄	出雲市 環境政策調整監
仁田隆敏	安来市 市民生活部長
岸本 篤	東出雲町 農林建設課長
杉谷久義	斐川町 環境政策課長
平山大輔	国土交通省 出雲河川事務所 事務所長

〔オブザーバー〕

氏名	所属
勢村 均	島根県 水産技術センター 内水面浅海部長

〔事務局〕

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所

大橋川改修事業に係る環境モニタリング協議会 公開規定

(目的)

第1条 本規定は、「大橋川改修事業に係る環境モニタリング協議会」(以下「協議会」という)規約第6条に基づき、協議会の公開を定めるものである。

(協議会の公開)

第2条 協議会は原則公開とする。ただし、特別の事情により協議会が必要と認めるときは、この限りではない。

(協議会開催の周知)

第3条 協議会の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに出雲河川事務所ホームページ(以下「HP」という。)により一般に周知する。

(協議会の傍聴)

第4条 協議会の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定める。

(資料の配付)

第5条 協議会の配付資料は、絶滅危惧種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、協議会の場で傍聴人にも配付する。

(資料等の公開)

第6条 協議会の配付資料は、**貴重種絶滅危惧種**の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、HPにて公表する。

2 事務局は協議会終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、**発言者等の氏名を除き**、HPにて公表する。

(雑則)

第7条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、協議会で定める。

(附則) 本規定は、平成22年 7月26日より適用する。